

広島県告示第 231 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第 4 項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成 23 年 3 月 22 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県福山市沼隈町常石 1083 番地 ツネイシ境ガ浜リゾート株式会社 代表取締役社長 小林 洋文
工場又は事業場の所在地及び名称	尾道市浦崎町大平木 1344-1~4 リゾートホテルベラビスタ境ガ浜

2 申請の内容

66 の 2 イ 旅館業の用に供するちゅう房施設 2 基を新設し、66 の 2 イ 旅館業の用に供するちゅう房施設 1 基の使用の方法を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その 1) 新設

種 類	66 の 2 イ 旅館業の用に供するちゅう房施設 1 基 (仮設厨房)	
能 力 (1 日 当 た り)	食数 450 食	
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後 10 日後
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後直ちに

使用 の 方 法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		5時間断続 (なし)	
	項 目		通 常	最 大
	排出 され る 状 態 の 汚 水	水素イオン濃度(単位:水素指数)	5.5~9.0	5.5~9.0
		生物化学的酸素要求量	100	400
		化学的酸素要求量	150	300
		浮遊物質	200	250
		窒素含有量	100	200
		リン含有量	60	75
		ノルマルヘキサ ン抽出物質含有量	50	80
	大腸菌群数(単位:個/cm ³)		3,000	3,000
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m ³)		16.8	27.25	
汚水等の排出先		マリンパーク 合併処理し尿浄化槽		

(その2) 新設

種 類	66の2イ 旅館業の用に供するちゅう房施設1基 (2F厨房 [B ₉])	
能 力 (1 日 当 たり)	食数 50食	
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後10日後
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後直ちに
使	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	5時間断続 (なし)

用 の 方 法	項 目		通 常	最 大	
	排 出 さ れ る 汚 水 等 の 状 態	水素イオン濃度(単位:水素指数)		5.5~9.0	5.5~9.0
		生物化学的酸素要求量	(単位: mg/L)	100	400
		化学的酸素要求量		150	300
		浮遊物質質量		200	250
		窒素含有量		100	200
		リン含有量		60	75
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量		50	80
	大腸菌群数(単位:個/cm ³)			3,000	3,000
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m ³)			1.87	3.03
汚水等の排出先		マリンパーク 合併処理し尿浄化槽			

(その3) 変更

		変 更 前		変 更 後	
種 類		66の2イ 旅館業の用に供するちゅう房施設1基(別館〔B ₂ 〕)			
能 力 (1 日 当 たり)		食数 500食		食数 450食	
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	既設		仮設厨房完成後直ちに	
	工 事 完 成 予 定 年 月 日			着手後60日後	
	使 用 開 始 予 定 年 月 日			完成後直ちに	
使 用 の 方 法	項 目	通 常	最 大	通 常	最 大
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m ³)	18.67	30.28	16.8	27.25

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排出水の汚染状態

変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成 23 年 3 月 22 日から平成 23 年 4 月 12 日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境部環境保全課及び広島県東部厚生環境事務所環境管理課並びに尾道市市民生活部環境政策課